

平成18年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理技術調査業務
(委員会関係)について

件名 平成18年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理技術調査業務(委員会関係)

随契理由 (1)当該業務はPCB廃棄物処理技術に関する深く広範な知見が必要である。この知見を有している者は同財団のみである。

(2)「北九州第2期事業調査業務」のPCB汚染物等に対する調査実績があり当該業務に対する知見がある者は、同財団のみである。

日本環境安全事業株式会社契約細則第28条第1号ハ:特定の者でなければ契約の目的を達することが出来ない場合にその者と契約を締結するとき。